

すばるメディア株式会社による審判請求の取下げについて
(自動車の燃費向上等を標ぼうする商品の不当表示事件)

平成20年11月21日
公正取引委員会

公正取引委員会は、平成20年2月8日付けで自動車のエネルギー消費効率(燃費)の向上等を標ぼうする商品の製造販売業者ら19社に対して排除命令を行ったところ、審判請求期限までに当該19社のうち3社から審判請求があり、これら3社に対し、独占禁止法第52条第3項の規定に基づき審判手続を開始したが、すばるメディア株式会社から、平成20年11月13日、書面により独占禁止法第52条第4項の規定に基づく審判請求の取下げがあった。

この取下げにより、同社に対する排除命令は確定した。

なお、すばるメディア株式会社以外の審判請求を行った2社からも、既に審判請求の取下げがなされており、いずれも排除命令は確定している。

(本件審判開始の概要については、当委員会ホームページの平成20年4月23日付け「報道発表資料」、本件排除命令の概要については、当委員会ホームページの平成20年2月8日付け「報道発表資料」参照。)

審判請求の取下げをした者の概要

審判請求の取下げをした者 (審判事件番号)	代表者	本店所在地
すばるメディア株式会社 (平成20年(判)第15号)	青木 一晃	福岡県筑紫郡那珂川町松木一丁目 136番地

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局官房総務課審決訟務室 電話 03-3581-5478(直通)
ホームページ	http://www.jftc.go.jp